

令和元年度ゆたか会役員名簿

	理事・監事名		評議員名
理事	<small>ヨコイテルミツ</small> 横井照光氏	評議員	<small>チャキヒデオ</small> <small>シ</small> 茶木英雄氏
理事	<small>ツダ</small> <small>マサヒロ</small> 津田昌洋氏	評議員	<small>ナカジマタツオ</small> <small>シ</small> 中嶋達夫氏
理事	<small>クスカミキヨカズ</small> 楠神清和氏	評議員	<small>イイジマトシハル</small> <small>シ</small> 飯嶋利治氏
理事	<small>イジマキヨヒサ</small> 居嶋喜代久氏	評議員	<small>シゲモリ</small> <small>コ</small> <small>シ</small> 重森まさ子氏
理事	<small>キタギシシゲコ</small> 北岸茂子氏	評議員	<small>ジフ</small> <small>ジュンイチ</small> <small>シ</small> 治部純一氏
理事	<small>ツカモト</small> <small>ヨシ</small> <small>ヒロ</small> 塚本吉博氏		
理事	<small>ナカムラ</small> <small>ツキコ</small> 中村月子氏		
監事	<small>ホソエ</small> <small>スケ</small> <small>ジ</small> 細江助司氏		
監事	<small>ニシカワ</small> <small>エツオ</small> 西川悦生氏		
理事	<small>タナカショウコ</small> 田中章子		

社会福祉法人ゆたか会 役員及び評議員 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員についての報酬は、委員が職務のため委員会に出席したときは、報酬として別表1の額を支給する。
ただし、事務局の委員についてはこの限りでない。

(評議員の報酬)

第3条 当法人の役員についての報酬は、委員が職務のため委員会に出席したときは、報酬として別表1の額を支給する。

(役員等の費用の弁償)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席する場合の交通費は、支給しないものとする。尚、理事長の指示又は理事会の委任を受け役員等が出張する場合の旅費に関しては、当法人の「旅費規程」に基づき支給するものとする。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員報酬

理事・監事	日額	2,000円
評議員	日額	2,000円